

# 東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務プロポーザル実施要領

## 1 業務の内容

- (1) 業務名 東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年12月27日まで
- (4) 履行場所 東紀州環境施設組合管内
- (5) 見積限度額 52,745,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
(令和5年度：34,793,000円、令和6年度：17,952,000円)

## 2 プロポーザル参加資格要件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加申請書の提出日現在において、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 組合構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町のいずれか）の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - ウ 組合構成市町の建設工事等に係る資格（指名）停止措置要領等に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
  - オ 「東紀州環境施設組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に基づく措置要件に該当する者でないこと。
  - カ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (2) 過去10年間（平成25年4月1日以降）において、元請けとして同種業務の完了実績（※1）を有すること。
- (3) 別紙「仕様書」のとおり、管理技術者、照査技術者及び担当技術者にそれぞれ適当な有資格者を配置できること。また、それらの者については、(2)と同様の実績を有するものであること。

※1 「同種業務の完了実績」は、平成25年4月1日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

同種業務	過去10年間（平成25年4月1日以降）に地方自治体が発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設を対象とする事業者選定支援（アドバイザー）業務の完了実績を有すること。 ※設計と施工及び運営（維持管理）を一括で整備する事業に係る事業者選定支援業務を同種業務とし、長期包括的運営委託（運転・維持管理のみ）の発注者支援の実績は含まない。
------	---

### 3 実施スケジュール

①実施の公告	令和5年4月14日（金）
②本プロポーザルに関する質問の受付期限	令和5年4月19日（水）
③本プロポーザルに関する質問の回答	令和5年4月21日（金）
④参加申請書等の受付締切	令和5年4月28日（金）
⑤参加資格確認及び第1次審査結果の通知	令和5年5月8日（月）
⑥提案書等の受付締切	令和5年5月16日（火）
⑦第2次審査の実施及び優先交渉権者の決定	令和5年5月中旬～5月下旬 ※後日通知
⑧仕様の協議及び契約の締結	令和5年5月下旬～6月上旬

### 4 本プロポーザルに関する質問

(1) 質問先

東紀州環境施設組合 業務係

(2) 質問受付期限

令和5年4月19日（水）午後5時まで

(3) 質問方法

「様式第7号」に記載し、電子メールにより提出すること。

(4) 回答 令和5年4月21日（金）

組合のホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず確認すること。

(5) 留意事項

電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

### 5 参加申請書等の提出

(1) 提出先

東紀州環境施設組合 業務係

(2) 提出期限

令和5年4月28日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。

(4) 提出書類 以下に掲げるものを1部ずつ提出

①プロポーザル参加申請書（様式第1号）

②会社概要（様式第2号）

③同種業務完了実績（様式第3号）

④管理技術者の経歴（様式第4号）

⑤照査技術者の経歴（様式第5号）

⑥担当技術者の経歴（様式第6号）

⑦ ③、④、⑤、⑥に記載した実績が確認できる書類（TECRIS登録又は契約書等の写し）

⑧ ④、⑤、⑥に記載した資格の保有が確認できる書類（資格証等の写し）

⑨ ④、⑤、⑥に記載した者と応募者との雇用関係が確認できる書類（健康保険証等の写し）

⑩提出日より3ヶ月以内に発行された納税証明書又はその写し（組合構成市町内に本店、支

店又は営業所等を有する者は所在地市町が発行する市町税の納税証明書等、それ以外の者については国税の納税証明書)

※各様式の欄等は必要に応じて拡張してよいものとする。

## 6 参加資格確認及び第1次審査（書類審査）

提出されたプロポーザル参加申請書等により、応募者について本業務のプロポーザル参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。応募者が多数の場合は、第1次審査を実施し、第2次審査対象者を5者以内に選定する。

### (1) 第1次審査（応募者が多数の場合に実施）

#### ア 審査項目・評価基準・配点

別紙「評価基準」による。

#### イ 第2次審査対象者の決定

各審査項目の得点の合計により、第2次審査対象者を決定する。

### (2) 結果通知

参加資格確認及び第1次審査の結果の通知は、令和5年5月8日（月）までに電子メールにて送付する。

## 7 提案書及び見積書の提出

### (1) 提出先

東紀州環境施設組合 業務係

### (2) 提出期限

令和5年5月16日（火）午後5時まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。

### (4) 提出書類

ア 提案書 12部（うち11部には企業名等事業者を特定できる情報を記載しない）

イ 見積書 1部

### (5) 提案書の記載内容

#### ア 業務実施体制

- ・人員配置及び管理技術者、照査技術者、担当技術者の具体的な役割や作業内容を示すこと。
- ・業務、作成資料等に対するチェック体制を示すこと。
- ・緊急時、作業ひっ迫時における社内のバックアップ体制を示すこと。

#### イ 業務実施スケジュール

- ・事業者選定委員会の開催時期、検討内容等を示すこと。
- ・スケジュール上で特に留意すべき点等を示すこと。
- ・スケジュールを短縮させるための方策があれば示すこと。

#### ウ 業務実施手法

- ・業務実施にあたり留意すべき点及びその対応策について示すこと。
- ・業務の円滑化を図るための方策について示すこと。

#### (6) 提案書の作成要領

- ア 提案書の用紙サイズは、日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。なお、スケジュール等を示す場合で、提案内容が「A4版」縦置きに適さない場合は、「A4版」横置き、「A3版」横置きとしてもよい。
- イ 提案書は、フラットファイル等を使用せず、用紙左上1箇所ホッチキス止めの簡素なものとする。
- ウ 提案書の本文の文字サイズは、10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。
- エ 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- オ 提案書12部のうち11部には企業名等事業者を特定できる情報を記載しないこと。

#### (7) 見積書の記載内容及び作成要領

- ア 見積書の用紙サイズは、日本産業規格「A4版」とし、自由様式とする。
- イ 各年度の金額が分かるようにすること。
- ウ 積算の内訳が分かる明細書を添付すること。

### 8 提出書類の取扱い

- (1) 組合が提示する資料及び回答書は、仕様書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (5) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく開示請求があった場合は、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製し用いることがある。

### 9 第2次審査及び優先交渉権者の決定

第2次審査は提出された提案書等により、「東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務プロポーザル審査委員会」において実施する。以下のように評価を行い、最も優れている提案者を優先交渉権者として決定する。

- (1) 実施日 令和5年5月中旬～5月下旬 ※後日通知
- (2) 実施会場 〒519-3616 三重県尾鷲市中村町10-41  
尾鷲市立中央公民館 3階大会議室 【予定】
- (3) 実施方法及び留意事項
  - ア 審査は参加者ごとに行い、1者につき30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。
  - イ 順番は、プロポーザル参加申請書の受付順とする。
  - ウ プレゼンテーション等は、本業務を担当する管理技術者又は担当技術者が行うこと。
  - エ プレゼンテーションに用いるスライドは、提案書の記載内容を変更せず、分割や拡大したもののみ認めることとし、新たな配布物は認めない。
  - オ 説明は提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

- カ 会社名が特定できるような説明は行わないこと。
- キ 審査は非公開のもと実施するものとする。
- ク 開始時間、その他の詳細な事項については、参加者に対して別途通知する。

#### (4) 評価基準

別紙「評価基準」による。第1次審査を実施しなかった場合においても、第1次審査に係る審査項目について採点を行い、それらを含めた総得点にて優先交渉権者を決定する。

#### (5) 優先交渉権者の決定

- ア 提出された提案書等を審査し、総得点が最も高い参加者を優先交渉権者として、契約締結に向けた手続を行う。
- イ 被評価者の得点は各委員の採点を合算し、委員数で除した値とする。当該値の算出にあたっては少数第2位を四捨五入するものとする。
- ウ 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- エ 最低基準点を50.0点（配点合計の5割）とし、総得点が最低基準点に満たない者は、優先交渉権者として決定しない。参加者が1者の場合は、42.5点（審査項目「参考見積」を除く配点合計（85点）の5割）を最低基準点とする。
- オ 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな優先交渉権者として手続を行うものとする。
- カ 各委員の合算した評価点が同点であった場合は、審査項目「業務実施手法」においてより高い得点の者を優先交渉権者とする。その項目においても同点であった場合は、各審査項目の得点を参考に審査委員会委員の合議により優先交渉権者を決定する。

#### (6) 結果の通知

- ア 審査結果は、参加者に文書で通知する。
- イ 電話等による問い合わせには応じないこととする。
- ウ 審査の経緯については、公表しないこととする。
- エ 審査の結果に対する異議申立は認めないこととする。

### 1.0 仕様の協議及び契約の締結

#### (1) 協議及び交渉

- ア 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- イ 本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結であり、優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

#### (2) 契約締結後

- ア 契約の締結後においても受託者が本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

### 1.1 その他

- (1) 参加申請書を提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を「東紀州環境施設組合 業務係」へ提出すること。

- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 提出期限までに提案書等が提出されない場合
  - イ 提案書等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 正当な理由がなく、第2次審査に不参加又は遅刻した場合
- (3) 本プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 本プロポーザルに係るすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 1.2 本プロポーザルの手続に関する問い合わせ先

東紀州環境施設組合 業務係

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜3丁目2番3号

TEL 0597-49-0080

FAX 0597-49-0081

E-mail [higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp](mailto:higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp)